

西宮市難病対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市における難病及び家族への支援体制に関する課題について関係機関及び患者・家族と情報を共有し、難病対策の円滑な推進に向けて必要な事項について協議するため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項の規定に基づき、西宮市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 次に掲げる事項について連絡及び意見交換をする。

- (1) 難病患者・家族の医療、保健、福祉に関すること。
- (2) 難病に関わる地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) その他難病患者・家族の健康及び福祉の増進に関すること。

(会員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる関係機関等により構成する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療機関
- (3) 保健衛生関係団体
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) 難病患者及び家族に関する団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 西宮市
- (8) その他必要と認める団体

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長を置き、会長は会員の互選により定める。

- 2 会長は、部会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が会員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときその職務を代行する。

(報償費)

第5条 会員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

- 2 前項の報償費は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。た

だし、国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるもの、並びに国及び地方公共団体からの委託を受け、難病支援業務に携わる機関又は団体の関係者に対しては支給しない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、西宮市保健所保健予防課に置く。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて事務局が招集し、会長が議長を務める。

2 会議には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。